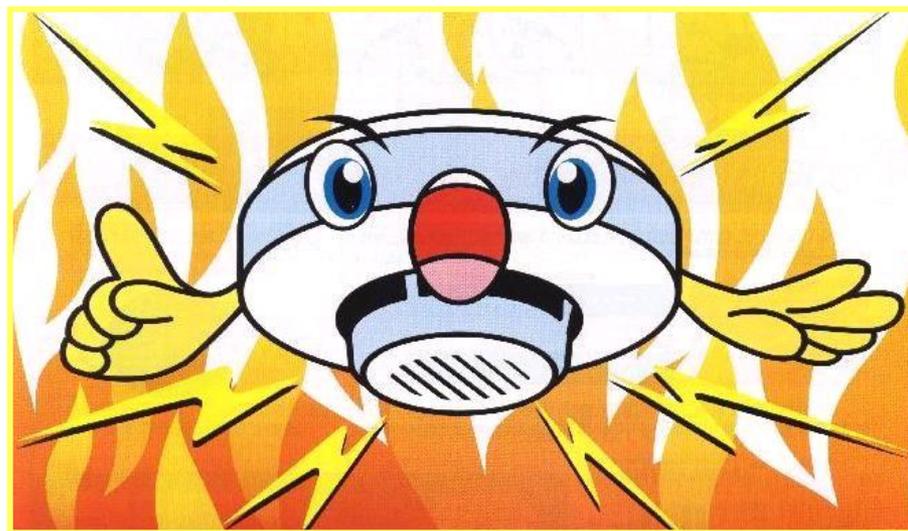


つけましょう！住宅用火災警報器

◆火災による**煙**又は**熱**を感知して、火災の発生を警報音又は音声等で**知らせてくれる**機器です。



火災予防条例により設置義務化

どこに設置するの？

階段

就寝に使用する部屋のある階の階段に設置します。

寝室

就寝に使用する部屋の天上または壁面に設置します。



子供部屋（寝室）

就寝に使用する部屋の天上または壁面に設置します。

台所

台所
設置は義務
になってい
ませんが、
安全・安心
のため設置
を検討して
ください。

さらにどこに設置するの？



3階建て以上に寝室があれば、階段にも設置が必要です。

4畳半以上の部屋が5つ以上ある場合には、その廊下に設置します。

